

◎ 障害者自立支援法における心身障害者扶養共済制度の給付金の取扱いの改善について

1 申出要旨

私は、心身障害者扶養共済制度の給付金（月額 2 万円）を受給している障害者で、現在、障害者自立支援制度に基づく障害者支援施設に入所している。

入所者の世帯が非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、当該給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額算定の対象収入となっているため、給付金を支給されても目減りしてしまい、ほとんど手元に残らない。一方、入所者の世帯が生活保護世帯の場合、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている。

障害者自立支援制度において、心身障害者扶養共済制度の給付金を収入として取り扱うことは、結果的に生活保護世帯に比べて非課税世帯が著しく不利となることとなり、心身障害者扶養共済制度の目的効果も現れないものとなるので、給付金を障害者支援施設等の利用者負担額の定率負担や実費負担の算定の対象収入として認定しないよう制度を改善してもらいたい。

※ この申出と同様の行政相談が 12 件寄せられているほか、平成 17 年 9 月 27 日の衆議院議員佐々木憲昭（共）及び静岡県議会議員等による厚生労働省への要望、平成 18 年 11 月 29 日の全国市長会においても同趣旨の要望がみられる。

2 心身障害者扶養共済制度について

障害者（知的障害者、身体障害 1 級～3 級の者等）の保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入制度。

（根拠：独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号、平成 15 年 10 月施行））

加入者は、障害者一人当たり 2 口まで加入でき、毎月支払う掛金（保険料）は、加入時年齢で決定・固定（35 歳未満 1 口 3,500 円～60 歳以上 65 歳未満 13,300 円）。給付金（年金）は、1 口当たり月額 2 万円を支給。

加入・支給状況（平成 17 年度末現在）

加入者数：95,311 人（口数）

年金受給者数：41,310 人（ここ数年 2,000 人前後で増加傾向）

※ この制度は、昭和 45 年に発足（現独立行政法人福祉医療機構所管）し、各道府県・指定都市が条例を定めて実施している。

これに対して、福祉医療機構は、地方公共団体が共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業を実施し、また、国は地方公共団体に対し、事務費補助、特別調整費補助を交付し制度を助長している。

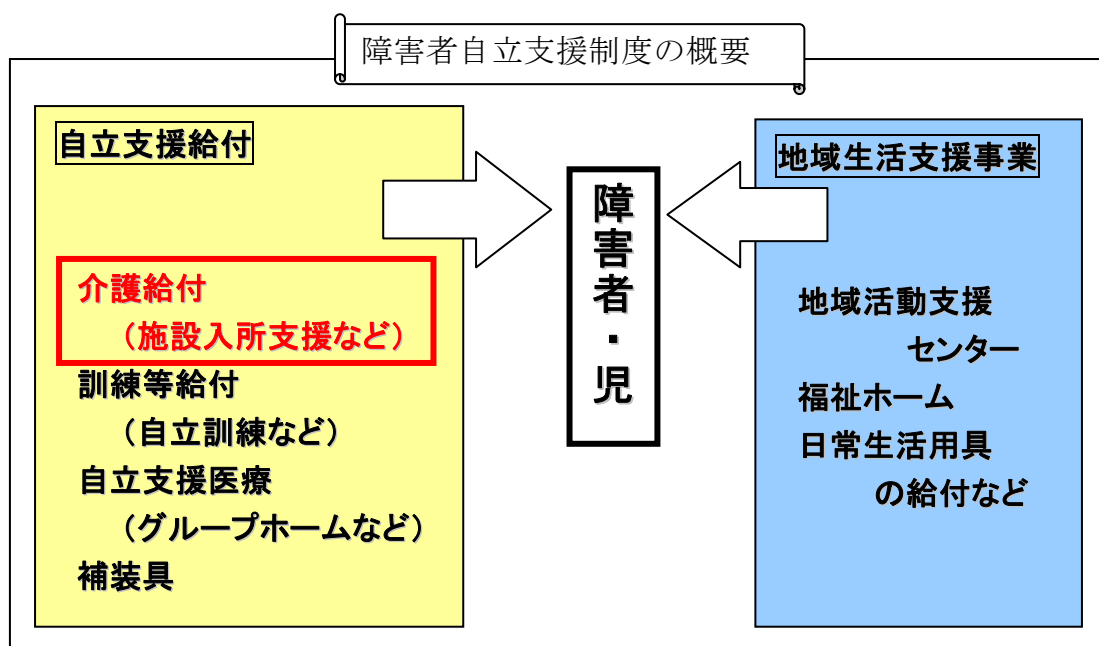
3 障害者自立支援制度について

(1) 制度の概要

障害者がある能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うもので、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供し、障害者の福祉の増進を図るとともに、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした制度。

この制度では、障害者が一部負担すること原則化している。

（根拠：障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号、平成 18 年 4 月実施）



(注) 各種支援施設等の利用者負担は、所得に着目した応益負担の観点から、以下のような措置を講じている。

- ① サービス量と所得に着目した負担（1割の定率負担を基準としつつ所得に応じた月額負担上限額の設定）
- ② 食費・光熱費等の実費負担
- ③ 定率負担、実費負担のそれぞれに低所得に配慮した軽減措置
 - ・通所施設、ホームヘルプの利用者に対する月額負担上限額の軽減
 - ・入所施設、グループホーム等の利用者に対する個別減免、補足給付

心身障害者の施設・在所者状況（平成 17 年度）

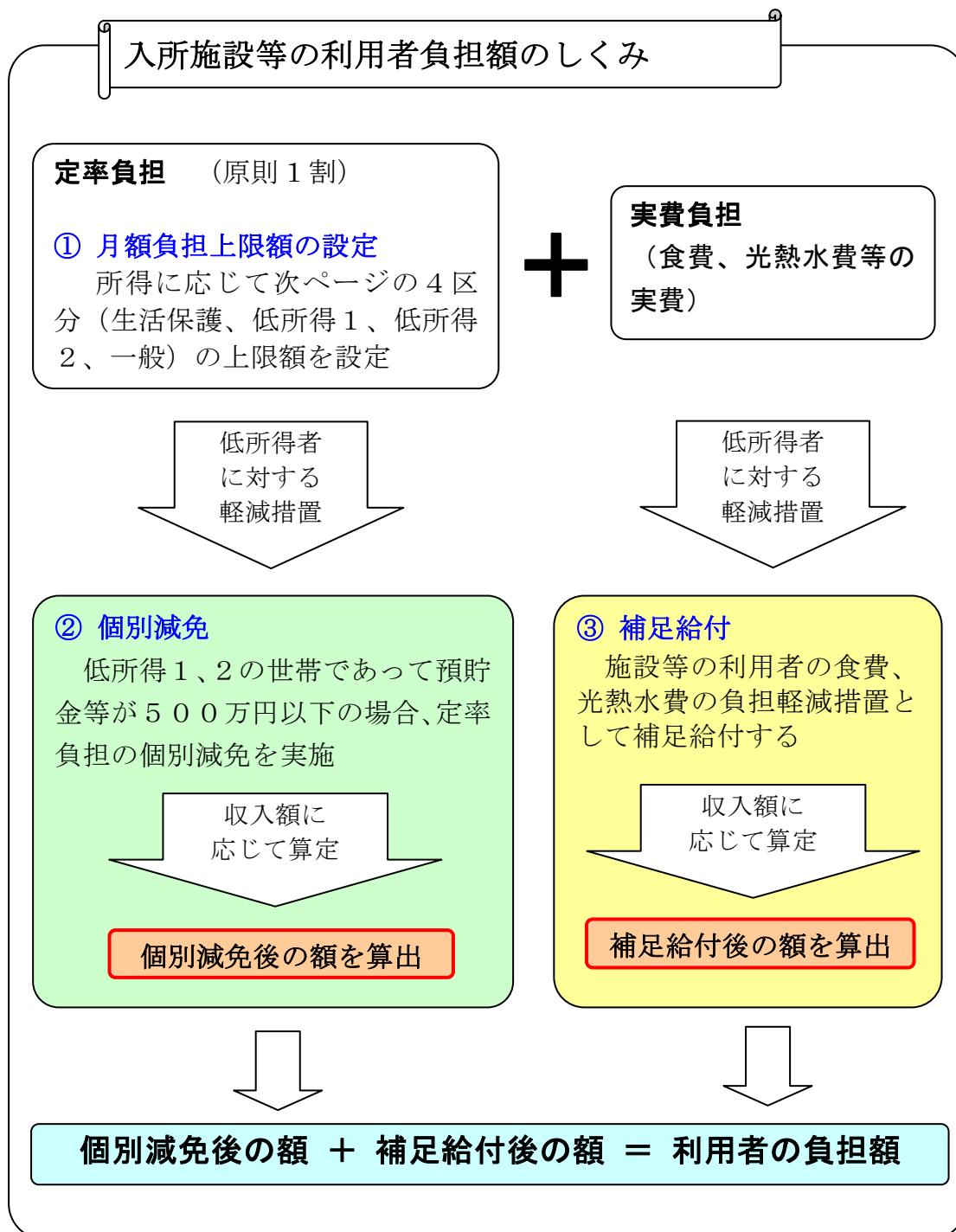
施設数：9,381 か所

在所者数：308,234 人

} いずれも増加傾向

(2) 入所施設等の利用者負担の仕組み

入所施設等の利用者負担は、定率負担（サービスに対する負担）と実費負担（食費等の負担）の合計であるが、それぞれの負担には、個別減免及び補足給付による軽減措置が設けられている。



(3) 入所施設等の定率負担の月額負担上限額の設定

定率負担においては、下表のとおり、障害者の所得に応じて月額負担上限額を設けている。

| 所得区分 | 世帯の収入状況 | 月額負担上限額 |
|-------------|---|------------------|
| 生活保護 | 生活保護受給者世帯 | 0円 (負担なし) |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する障害者本人の収入が年間80万円以下である者 例) 収入が障害基礎年金2級のみの方 | 15,000円 |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない者 例) 障害基礎年金2級受給に加え、障害者扶養共済の給付金を受給している者 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の者 | 24,600円 |
| 一般 | 市町村民税課税世帯 | 37,200円 |

(4) 入所施設等の定率負担の個別減免

① 入所施設等を利用する場合

低所得1、2の世帯であって預貯金等が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われる。

② 収入の区分

障害者の収入については、障害者自立支援制度上、定率負担や実費負担の算定の対象となる収入、算定の対象とならない収入がある。

(5) 入所施設等の実費負担の補足給付

低所得者に対する実費負担（食費、光熱水費等）については、施設における費用の基準を設定（58,000円）し、20歳以上で入所施設を利用する場合は、実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（その他生活費（注）充当分）が残るように補足給付が行われる。

生活保護者については、全額補足給付が行われる。

(注) 「その他生活費」は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽などに要する費用

(6) 入所施設等の利用者負担額の所得区分別比較

(例) 入所施設等を利用する 20 歳以上の者の場合

| 区分 | 保護世帯 | 非課税世帯 | | |
|-----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| | 生活保護 | 低所得 1 (年 80 万円以下) | 低所得 2 (年 80 万円以上) | |
| 収入 | | | | |
| 障害基礎年金 | | 2 級の額 (66,008 円) | 2 級の額 (66,008 円) | 2 級の額 (66,008 円) |
| 給付金 保護費 | 2 万円又は 4 万円 (保護費) | | 1 口 20,000 円 | 2 口 40,000 円 |
| 就労等収入の合計(A) | そ の ま ま 残 る | 66,008 円 | 86,008 円 | 106,008 円 |
| 定率負担 (B) (個別減免後の額) | 0 円 | 0 円 | 8,170 円 | 18,170 円 |
| 実費負担 (C) (補足給付後の額) | 0 円 | 41,008 円 | 51,337 円 | 58,000 円 |
| 負担額の合計 (B+C) | 0 円 | 41,008 円 | 59,507 円 | 76,170 円 |
| 手元に残る金額 (A-(B+C)) | 2 万円又は 4 万円 + (保護費) | 25,000 円 | 26,501 円 | 29,838 円 |

(注) 障害者基礎年金 2 級の月額：年額 792,100 円/12 か月

生活保護費の額（平成 19 年度生活扶助基準の例）：

標準(地方, 3 人世帯)125,690 円 20 歳単身世帯 65,870 円

◎ 個別減免後の額の算定

- ・低所得 1（就労等収入額が 66,667 円（80 万円/12 か月）以下）の場合：
全額控除され 0 円
- ・低所得 2（就労等収入額が 66,667 円以上）の場合：
（就労等収入額 - 66,667 円 - 就労収入（工賃等）控除額 3000 円）× 50%
※就労収入（工賃等）控除額の算定：3,000 円以下の場合には 3,000 円

◎ 補足給付後の額の算定

- ・低所得 1 の場合：就労等収入額 - その他生活費
- ・低所得 2 の場合：(66,667 円 - その他生活費) + (就労等収入額 - 66,667 円) × 50%

自立支援制度上心身障害者扶養共済の給付金は、年金等収入として定率負担や実費負担を算定する場合の対象収入とされているために

① 自立支援制度上低所得2（年収80万円以上の非課税世帯）に区分される者で、給付金を2口分（4万円）受給する者について、1口分（2万円）受給する者と比較した場合、手元に残る金額が、3,300円程度の差額にしかならず、心身障害者扶養共済に2口加入していた効果が減殺される算定結果となる。

② 自立支援制度上低所得2に区分される者で給付金を受給する者は、低所得1（年収80万円以下の非課税世帯）に区分される者で心身障害者扶養共済に加入していない者（手元に残る額は25,000円）と比較した場合、手元に残る額が、給付金を1口分受給する者で1,500円程度、また、給付金を2口分受給する者で4,800円程度の差額にしかならず、心身障害者扶養共済に加入していた効果が減殺される算定結果となる。

③ 自立支援制度上低所得2に区分される者で給付金を受給する者の給付金が、上記のような取扱いとなるのに比べ、生活保護受給者については、自立支援制度上の負担を求めないこととされているため、その者が給付金を受給することとなっても、生活保護費や給付金そのまま手元に残ることとなっている。

給付金が定率負担や実費負担の算定上の対象収入とされていることから、生活保護者との間で著しい不均衡を生じさせている。

◎施設等の利用者負担の算定の対象収入等

| | |
|-------------------------|---|
| <p>対象となる収入</p> | <p>(1)就労等収入（就労等により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入）</p> <p>①就労収入：工賃等の就労収入</p> <p>②年金等収入：障害年金等、雇用保険の失業等給付、健康保険の傷病手当、<u>その他公的年金に相当するもの（地方公共団体の心身障害者扶養共済の給付金など）</u></p> <p>(2)その他（(1)以外の収入） 不動産等の家賃など</p> |
| <p>対象とならない収入</p> | <p>特定目的収入（国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの）</p> <p>地方公共団体等からの家賃補助の手当・医療費、原爆被爆者に対する手当、上記「対象となる収入」以外で生活保護法において収入として認定されないもの等</p> |

4 生活保護制度について

この制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。

生活保護費は、対象者の預貯金、年金、就労状況等の収入を調査して算定する。収入の具体的な基準については、実施要領で定めている。

(根拠：生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

◎ 「生活保護法による保護の実施要領について」（抄）
(昭和 36 年厚生事務次官通知)
第七-三-(3)
次に掲げるものは収入として認定しない
コ 心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
(平成 15 年 9 月追加)

※ なお、生活保護制度において、かつて収入とみなしていた心身障害者扶養共済制度の給付金については、生活保護変更処分取消請求控訴事件（平 12.9.11 判決言渡、平 15.7.17 金沢市の最高裁上告不受理決定）において、「介護や自立に必要な資金で、収入とは異なる」との判断が示され、平成 15 年 9 月に当該実施要領が改正された経緯がある。

(参考)

給付金は、所得税法上も非課税（控除の対象収入）とされている。

(所得税法第 9 条第 1 項三ハ)

5 障害者自立支援制度における問題点

① 苦情の全国的な課題

行政相談 12 件（5 管区・5 事務所分室）のほか、静岡県議会議員等の要望や全国市長会の要望がある全国的な課題

② 心身障害者扶養共済制度の目的効果が反映されない

障害者扶養共済制度の給付金がある低所得 2 の者の場合は、生活保護区分の者のように給付金を全額受取ることができず、障害者扶養共済制度の趣旨・目的である障害者の生活の安定等の目的効果が現れていない。

③ 給付金の取扱いについて、制度間で相違

給付金について、生活保護制度では、生活保護処分に関する訴訟の決定を受けて、認定基準上、「収入として認定しない収入」としたが、障害者自立支援制度では、認定基準上、算定の対象収入となっている。

6 関係機関の意見

(厚生労働省社会・援護局の意見)

- 障害者自立支援法の利用者負担については、定率一割負担を基本としているが、低所得者に配慮し、月額上限の設定や個別減免の措置など負担額を軽減する措置を講じている。

軽減措置の適用に当たっては、収入の少ない者の負担がより軽減されるよう、当該給付金についても収入に算定することとしているものであり、所得保障を目的とする生活保護における収入認定とは趣旨を異にするものである。

- 制度上、利用者負担について軽減措置を行うに当たり、原則、就労による収入や稼得能力の補填として公的に支給されるものを「就労等収入」と設定し、当該給付金については、全国的に実施されており、かつ、公的な性質が強いものとして、公的年金に相当するものとして、「就労等収入」としているところである。

【参考資料】

障害者自立支援制度に関する関係団体等の意見

| 関係機関名等 | 意見(内容) |
|---|--|
| <p>静岡県議員と国会議員が厚生労働省に要請文を提出 (代表：佐々木憲昭議員(衆・共産)) 平18. 9. 27</p> | <p>1. 心身障害扶養共済年金(1口2万円)の50%が利用料として算定され、2口受給している人は補足給付対象からはずされる。 生活保護ではこの心身障害扶養共済年金を「障害者ゆえに必要な生活費」として収入認定しないことになり、障害者自立支援法でも収入認定しないこと。</p> <p>2. 1割負担が重荷で、施設を利用できない人も生んでいる応益負担を根本的に見直すこと。</p> |
| <p>全国市長会が関係省庁等に「障害者福祉政策に関する要望」を提出 (「平成19年度国の施策及び予算に関する要望」の一部) 平18. 11. 29</p> | <p>施設利用者等が受けることができる個別減免について、心身障害者扶養共済の給付金を、個別減免の収入に加える公的年金から除外すること。</p> |

独立行政法人福祉医療機構法（抄）（平成 14 年 12 月 13 日法律第 166 号）

最終改正：平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号

（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。

障害者自立支援法(抄) (平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)

最終改正：平成 18 年 6 月 23 日法律第 94 号

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的理念にのっとり、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定障害福祉サービス事業者若しくは障害者支援施設から当該指定障害福祉サービスを受けたとき、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用等（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

3 介護給付費等の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）の 100 分の 90 に相当する額とする。

(特定障害者特別給付費の支給)

第三十四条 市町村は、施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設等に入所し、当該指定障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用（「特定入所費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

生活保護法（抄）（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）

最終改正：平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護法による保護の実施要領について（抄）

（昭和 36 年 4 月 1 日発社第 123 号厚生事務次官通知）

（平成 15 年 8 月 26 日改正、平成 15 年 9 月 1 日適用）

標記については、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。

第七 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

三 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

コ 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

1 相談要旨

私は、定額郵便貯金の満期後（預入の日から 10 年経過）、貯金証書を紛失していることに気づき、全額払戻しのため郵便局から払戻証書の交付を受けたが、当時私は、病気で入退院を繰り返していたため、なかなか郵便局に行くことができず、払戻金を受け取ることができなかった。そのうち、払戻証書のことをすっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利を消滅してしまった。

この払戻証書について、有効期間（6 か月）の経過後 3 年間、再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、

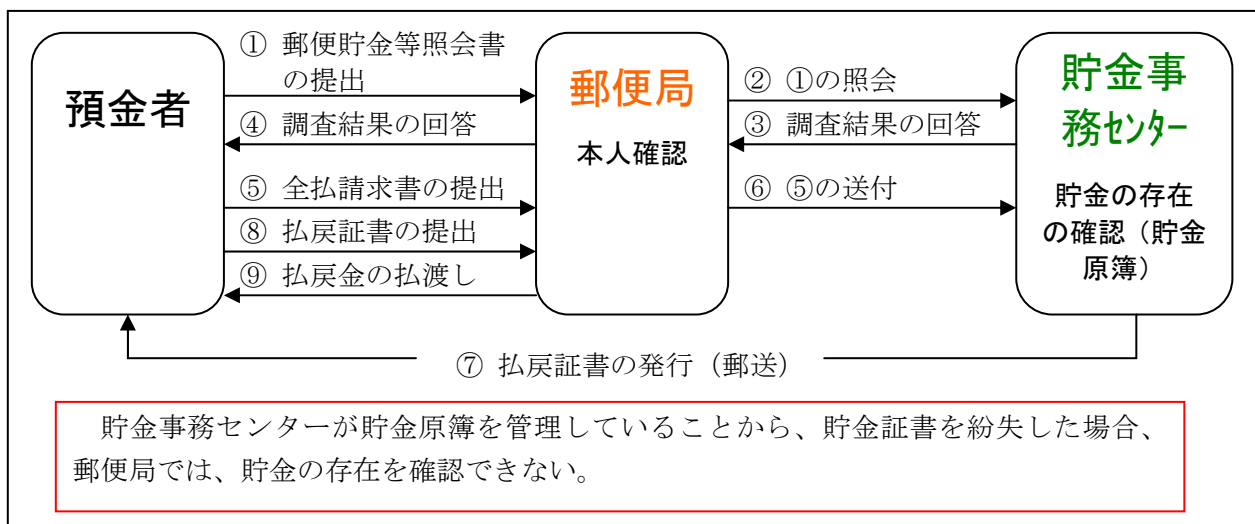
- ① 貯金証書を紛失した場合は、払戻証書の交付を受け、それと引き換えでなければ、払戻金を受け取ることができないということではなく、市中銀行のように、郵便局の窓口において、本人確認等ができれば払戻金を受け取ることができるようにしてほしい。
- ② また、払戻証書による払戻金請求の権利消滅までの期間（通算 3 年 6 か月）は、事情を抱える者にとっては余りに短いので、これを延ばすことができないか、検討してほしい。

2 制度の概要

(1) 満期後、定額郵便貯金の貯金証書を紛失した場合の手続

満期後、貯金証書を紛失した場合、貯金証書の記号番号が分からないときは、「郵便貯金等照会書」を郵便局に提出し、郵便貯金の有無及び貯金証書の記号番号を貯金事務センターに確認する。その上で、「郵便貯金全払請求書」を郵便局に提出し、無証書のままで貯金の全部払戻しの請求（解約）を行い、貯金事務センターから払戻証書の交付を受けた後、再度、払戻証書を郵便局に提出して、払戻金を受け取ることができる。

図 満期後、貯金証書を紛失した場合の手続の流れ



<参考> 定額郵便貯金について

① 預入期間

据置期間（6か月）経過後は自由満期（最長10年間）

② 預入金額

1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、
100万円、300万円

③ 定額郵便貯金の払戻し手続き

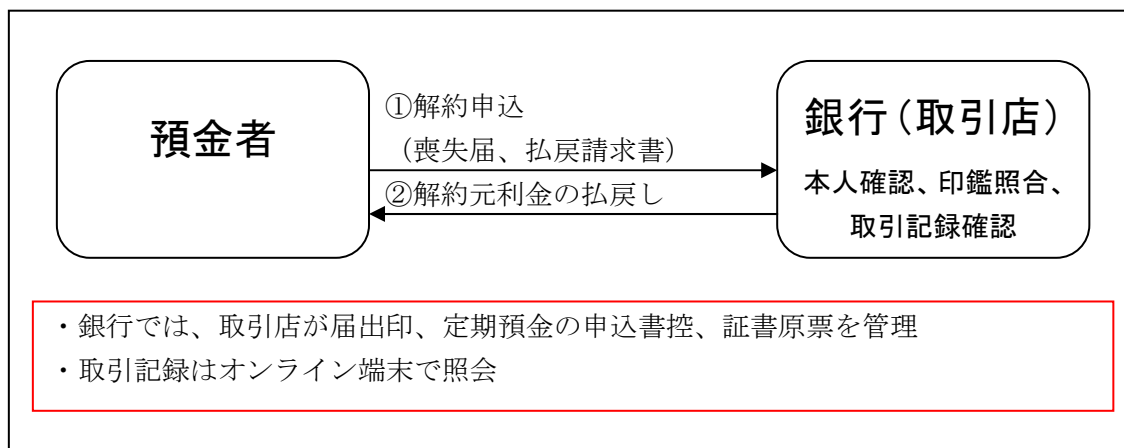
定額郵便貯金は、据置期間経過後は、いつでも払戻しすることができ、払戻しを希望する者は、貯金証書、印章及び健康保険証等の証明書類を郵便局に持参し、その手続きを行うこととなる。また、預入から10年を経過したときも、同様の手続きにより、払戻しすることとなる。

<市中銀行における取扱い>

満期後、定期預金の通帳又は証書を紛失した場合、解約手続（喪失届、払戻し請求）を行い、解約元利金を受け取ることができる。

銀行（取引店）では、解約元利金の払戻しについて、預金者本人による解約の場合、本人確認等所定の手続を行った上で、窓口での解約元利金の払戻しにも応じている（代理人の場合は、事実確認のハガキを預金者本人に送付し、預金者本人の意思を確認の上、後日、払戻し）。

図 満期後、預金証書（通帳）を紛失した場合の手続の流れ



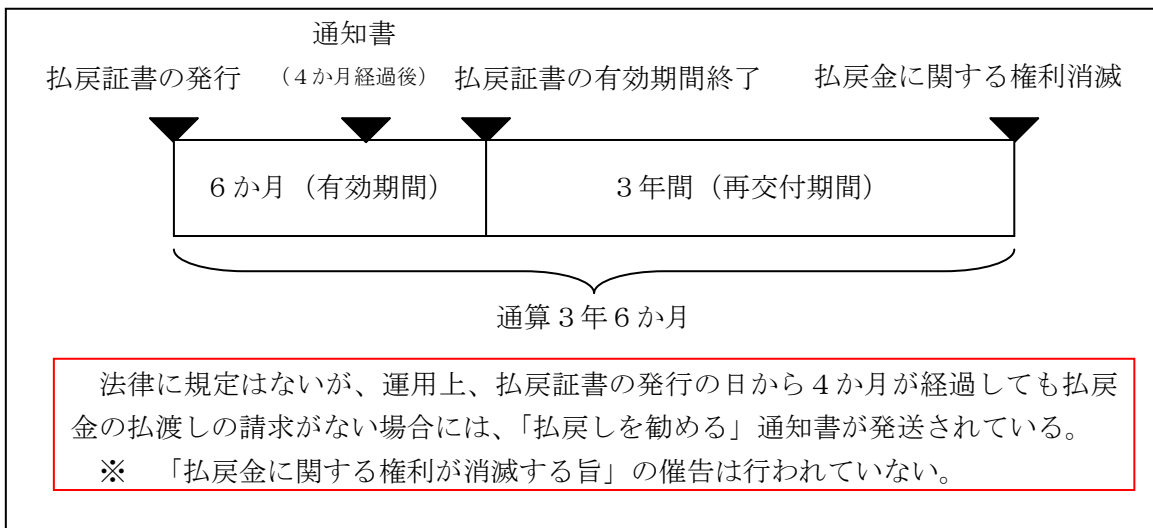
(注) 満期が到来したもののうち、自動更新する特約付定期預金については、満期後に、通帳又は証書を紛失した場合、定期預金として継続しているため、預金者が「再発行」又は「解約」のどちらかを選択することになる。

(2) 払戻金に関する権利消滅

払戻証書の有効期間（6か月）の経過後3年間再交付の請求がないときは、払戻金に関する預金者の権利は、消滅するとされているが（法第38条、40条）、「払戻しを勧める」通知や「払戻金に関する権利が消滅する旨」の催告に関する規定は設けられていない。

ただし、郵政公社では、法律に規定はないが、昭和60年当時から払戻証書の発行の日から4か月が経過しても払戻金の払渡しの請求がない場合には、「払戻しを勧める」通知書を発送している（後述の「3 関係機関の意見③」参照。）。

図 払戻証書の有効期間と払戻金に関する権利消滅（通算3年6か月）



<例外措置>

この払戻証書の有効期間については、預金者の責に帰すべからざる事由により、有効期間内（6か月）に払戻金の払渡しの請求をすることができなかつたときは、その日数は、有効期間に参入しない例外措置が設けられている（法第38条第2項）。

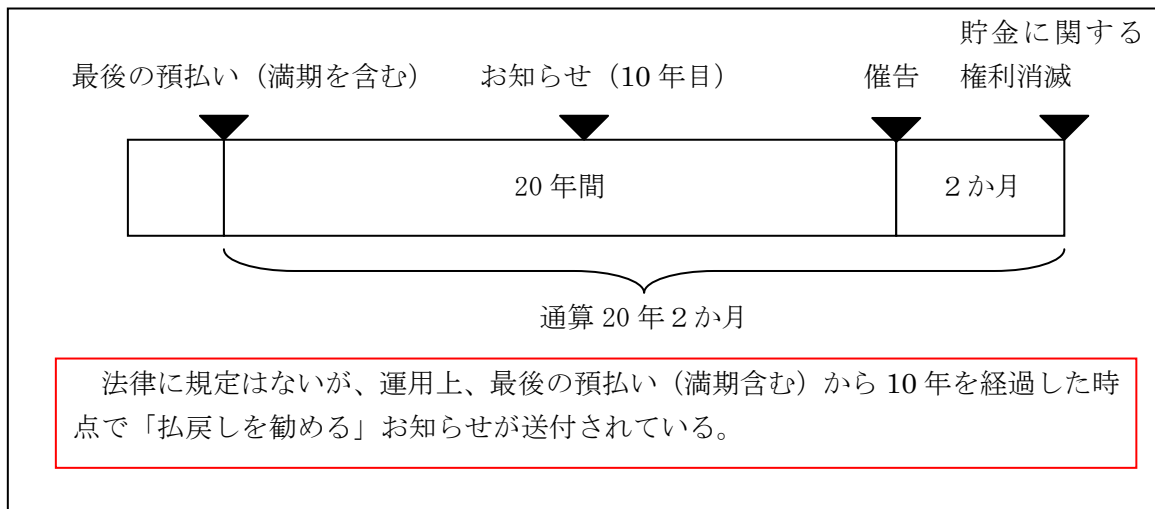
「預金者の責に帰すべからざる事由」とは、長期入院、海外留学等により物理的に郵便局に行くことが不可能であったため払戻しができなかった場合をいう。

この場合、事由書に住所、氏名、郵便番号、払戻し手続きができなかつた理由等を記載の上、払戻証書とともに郵便局の窓口へ提出し、日本郵政公社において審査を受け、公社の承認が得られれば権利が復活される。

(3) 貯金自体に関する権利消滅

最後の預払い（満期を含む。）から 10 年を経過した郵便貯金は、その後 10 年間に、払戻しの請求がないときは、その預金者に対し、払戻しの請求をすべき旨を催告し、その後 2 か月を経過しても払戻しの請求がないときは（通算 20 年 2 か月）、その貯金に関する預金者の権利は、消滅するとされている（法 29 条、40 条の 2）。

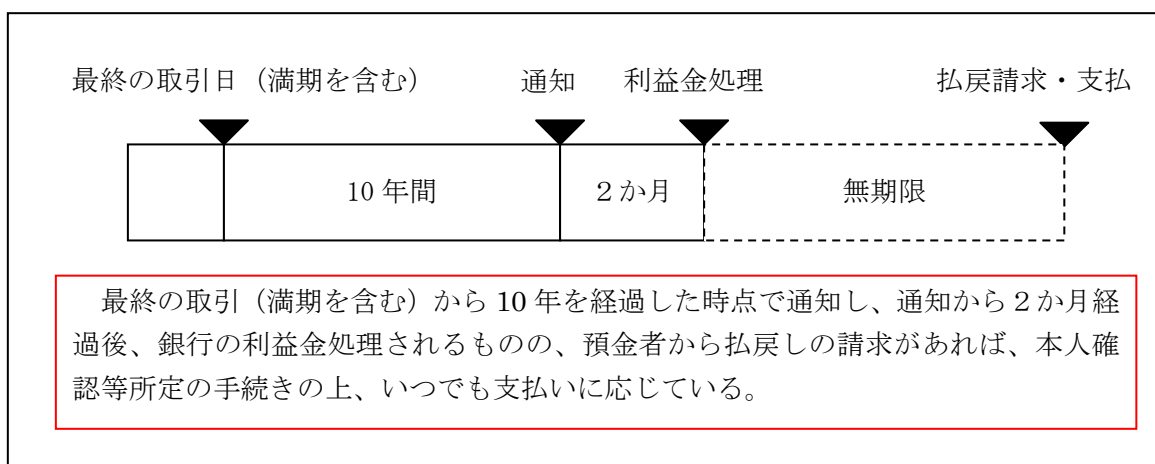
図 貯金に関する権利消滅（通算 20 年 2 か月）



< 市中銀行の取扱い >

最終の取引日（満期を含む）から異動がないまま 10 年を経過した預金は、その預金者に対して通知を郵送し、通知が返送されるなど預金者の確認ができなかった預金については、通知から 2 か月経過後、いったん銀行の利益金として処理されるものの、その後、預金者から払戻しの請求があった場合には、本人確認等所定の手続きの上、いつでも支払に応じている。

図 市中銀行における長期間異動のない預金の取扱い



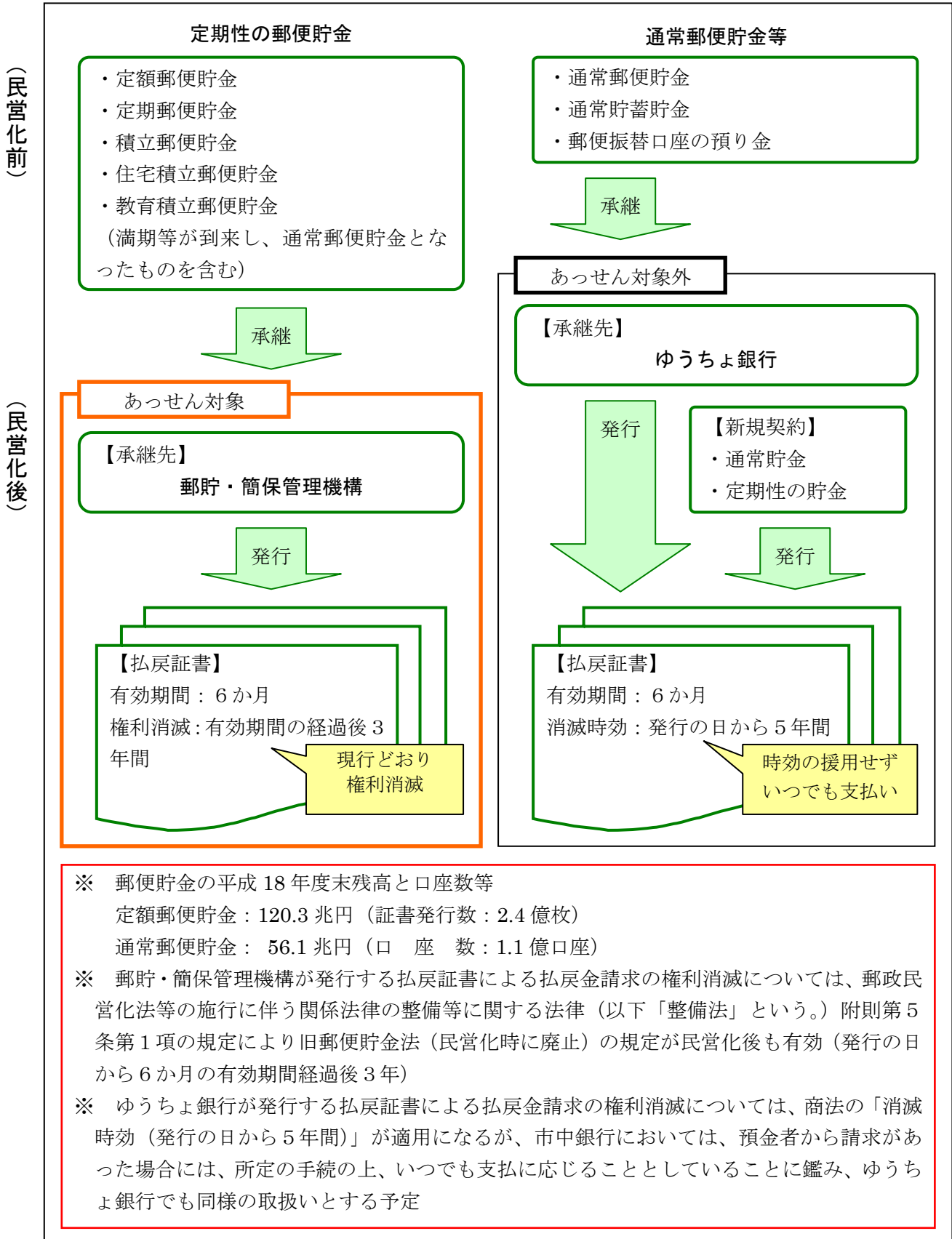
(4) 民営化に伴う郵便貯金・払戻証書の取扱いについて

民営化前に預け入れた郵便貯金は、民営化の際に、定期性の郵便貯金と通常郵便貯金等に分離され、定期性の郵便貯金は、「(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構」(以下「郵貯・簡保管理機構」という。)に、通常郵便貯金等は、「株式会社ゆうちょ銀行」(以下「ゆうちょ銀行」という。)に承継される。

郵貯・簡保管理機構に承継される定期性の郵便貯金のうち、定額郵便貯金の平成18年度末残高は120兆円(通常郵便貯金の年度末残高は56兆円)で、証書の発行枚数は2億4千枚となっている。

また、郵貯・簡保管理機構が発行する払戻証書による払戻金請求の権利消滅は、発行の日から有効期間(6か月)の経過後3年(通算3年6か月)となっている一方、ゆうちょ銀行が発行する払戻証書による払戻金請求の権利消滅は、発行の日から5年となっているが、この5年が経過しても、時効消滅を援用せず、市中銀行の取扱いに倣い、預金者から請求があった場合には、いつでも支払に応じる取扱いとする予定となっている。

図 民営化に伴う郵便貯金・払戻証書の取扱い



(5) 払戻金の権利消滅高

平成18年度の払戻証書の発行実績は、件数で152万件、金額では7,457億円となっている。

払戻金の平成14年度からの権利消滅高をみると、次表のとおり、年々増加しており、18年度は件数で5万件、金額では9億（対前年度3億9千万円増）に上っている。

表 払戻金の権利消滅高（平成14年度～18年度）

（単位：千件、百万円）

| 年 度 | 平成14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 件 数 | 32 | 28 | 26 | 33 | 50 |
| 金 額 | 130 | 402 | 683 | 515 | 904 |

（注）当局の調査結果による。

<貯金の権利消滅高>

表 貯金の権利消滅高（平成14年度～18年度）

（単位：億円）

| 年 度 | 平成14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 金 額 | — | — | — | 95 | 57 |

（注）1 本表は、日本郵政公社の資料による。

2 平成7年4月の郵便貯金法改正により、権利消滅までの期間が10年間から20年間に延長されたため、平成7年度から16年度までは、権利消滅となるものは発生していない。

3 関係機関の意見（日本郵政公社 CS推進室）

- ① 市中銀行のように、郵便局の窓口において、本人確認等ができれば、払戻金を受け取ることができるようにする余地について

郵便貯金の払戻しの請求があった場合には、郵便貯金法第37条の規定に基づき、貯金通帳又は貯金証書の提示による払渡し（即時払）、払戻証書を発行し当該払戻証書と引換えの払渡し（証書払）、貯金小切手の振出（小切手払）の3つの方法により行うことになる。

貯金通帳又は貯金証書の紛失の場合には、郵便局窓口ではその貯金の存在を確認することができないことから、貯金事務センターで貯金の存在を確認の上、払戻しがされていない場合には払戻証書を発行し、預金者であった者に送付することとしている。

これは、貯金を預金者以外の第三者に支払しないことに加え、二重払を防止するための措置であり、民営化後もこの取扱いに変更はない。

② 民営化後の払戻証書による払戻金請求の権利消滅の取扱いについて

民営化後にゆうちょ銀行が発行する払戻証書は、その発行等に特別の法律の規定がないことから、一般法である商法の時効が適用される。

具体的には、「発行の日から5年間」、払戻証書による払戻金の払渡しの請求がない場合は、ゆうちょ銀行には当該払戻金を払い渡す義務はなくなる。

しかしながら、市中銀行においてはこの時効を援用せず、預金者から請求があった場合には、払戻金の払渡しがされていないことを確認の上でいつでもお支払することとしていることを鑑み、ゆうちょ銀行でも同様の取扱いとする予定である。

また、有効期間については、発行した証書に対するものであることから、現行同様6か月とし、当該有効期間が経過した場合は、払戻証書の再交付請求をいただいた上で、払戻金を支払いすることとしている。

なお、郵貯・簡保管理機構が発行する払戻証書については、廃止前の郵便貯金法の規定が有効となっていることから、現行と同じ取扱いとなる。

③ 払戻金に関する権利消滅直前における催告について

貯金の権利消滅の場合、郵便貯金法第29条に基づき、預金者に対して消滅前に催告を行うこととなっているが、払戻証書の場合にはこのような規定がないことから、権利消滅に関する催告は行っていない。

ただし、法律に規定はないが、昭和60年当時から、払戻証書の発行の日から4か月が経過しても払戻金の払渡しの請求がない場合には、早めに請求いただくようご案内する通知書を発送しており、民営化後も引き続き、同様の通知書を発送する予定である。

これは、払戻証書は、預金者の払戻請求に応じて発行するものであることから長期の保有を前提としておらず、従って、発行の日から4か月が経過した後に通知書を発行する以外に預金者に対して新たに通知を行う予定はないが、利用者の皆様のご意見を踏まえつつ、郵送に係るコストも考慮しながら、今後の検討課題とさせていただきたい。

資 料

<郵便貯の年度末残高>

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 流動性貯金 | 510,639(21.9) | 537,507(23.6) | 557,056(26.0) | 563,554(28.2) | 561,084(30.0) |
| 通常貯金 | 510,639 | 537,507 | 557,056 | 563,554 | 561,084 |
| 定期性貯金 | 1,821,826(78.1) | 1,736,314(76.4) | 1,584,434(74.0) | 1,436,469(71.8) | 1,308,608(70.0) |
| 積立貯金 | 4,763 | 4,050 | 3,340 | 2,829 | 2,279 |
| 住宅積立貯金 | 25 | 20 | 15 | 11 | 6 |
| 教育積立貯金 | 76 | 77 | 76 | 70 | 59 |
| 定額貯金 | 1,670,324 | 1,593,895 | 1,456,496 | 1,346,155 | 1,202,535 |
| 財形定額貯金 | 8,295 | 8,004 | 7,905 | 7,775 | 7,412 |
| 定期貯金 | 138,342 | 130,269 | 116,601 | 79,629 | 96,317 |
| 合 計 | 2,332,465(100) | 2,273,820(100) | 2,141,490(100) | 2,000,023(100) | 1,869,692(100) |

- (注) 1 本表は、日本郵政公社の資料による。
 2 年度末残高は、未払郵便貯金利子を含む。
 3 通常貯金は、睡眠貯金を含む。

<郵便貯金の口座数等>

(単位：千口座、千枚)

| 区 分 | 平成 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 |
|--------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 通常貯金 | 117,091 | 117,889 | 117,964 | 115,943 | 114,362 |
| 積立貯金 | 3,517 | 2,940 | 2,392 | 1,958 | 1,537 |
| 住宅積立貯金 | 8 | 6 | 5 | 3 | 1 |
| 教育積立貯金 | 11 | 11 | 10 | 9 | 7 |
| 定額貯金 | 371,506 | 351,029 | 320,508 | 291,732 | 239,885 |
| 財形定額貯金 | 52,358 | 48,701 | 47,837 | 46,776 | 44,333 |
| 定期貯金 | 37,438 | 43,195 | 33,507 | 15,499 | 14,653 |
| 合 計 | 581,928 | 563,771 | 522,223 | 471,920 | 414,778 |

- (注) 1 本表は、日本郵政公社の資料による。
 2 通常貯金の口座数は、通常貯蓄貯金及び国際ボランティア貯金の利用に係る口座数を含み、睡眠貯金等を含まない。
 3 定額貯金、定期貯金及び積立貯金については、証書等は新規預入の都度発行されるものであり、郵便貯金の預入限度額の範囲内で、何枚でも持つことができる。

＜郵便貯金法の抜粋＞

【払戻証書と返戻金の払渡し関係】

第三十七条（払戻金の払渡し）

通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

第三十八条（払戻証書の有効期間）

払戻証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

② 預金者が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払戻金の払渡しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第三十九条（払戻証書の再交付）

公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、払戻証書を再交付する。

- 一 預金者が払戻証書を亡失したとき。
- 二 払戻証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなったとき。
- 三 払戻証書の有効期間が経過したとき。

第五十五条（払戻金の払渡し）

定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、貯金証書又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

② 定額郵便貯金の払いもどし金の払渡しについては、第三十七条第二項の規定を準用する。

【権利消滅関係】

第四十条（払もどし金に関する権利の消滅）

払もどし証書の有効期間の経過後三年間払もどし証書の再交付の請求がないときは、その払もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第二十九条（貯金に関する権利の消滅）

第四十条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求（同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。）がない場合において、公社がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の二（十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い）

十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求その他公社の定める取扱いがない通常郵便貯金については、第七条第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

第五十七条（十年が経過した定額郵便貯金）

定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは、通常貯金となる。

② 前項の場合には、公社は、預金者の請求により、その定額郵便貯金の貯金証書と引換えに通常貯金の通帳を交付する。

③ 前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、公社は、同項の規定にかかわらず、その貯金に定額郵便貯金であつた通常貯金を組み入れる。

④ 第一項の場合には、公社は、その定額郵便貯金の貯金証書によっては、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

⑤ 第一項の規定により通常貯金となった貯金の全部払戻しで第二項の規定による通帳の交付の請求前のものについては、第三十七条の規定を適用せず、第五十五条の規定を準用する。